

10月から 障害者自立支援の 内容が変わります

4月1日から障害者自立支援法が施行され、利用者負担の仕組みが変わりましたが、10月1日より補装具の購入・修理にかかる利用者負担額と障害福祉サービスの体系が変わります。

●問い合わせ先 高齢障害課障害福祉係 ☎ 82-1170

●補装具の購入や修理にかかる 利用者負担額が変わります

原則、**基準額の1割**が自己負担額（基準額を超える部分は自己負担）となります。ただし、利用者負担額（月額）には所得に応じた**上限額**（詳しくは、下記の表をご覧ください。）が設定されています。
※日常生活用具は、平成19年3月までは現行どおりです。

区分	対象	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、年収80万円（障害基礎年金2級相当額）以下の障害者または障害児の保護者	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯で低所得1以外の人	24,600円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円
一定所得以上	障害者本人も含めて、同じ世帯に市町村民税所得割の額が50万円以上の人がある世帯	全額自己負担

▶補装具とは

車いす、義手、義足、補聴器、義眼などです。

▶日常生活用具とは

ストマ用装具、人工喉頭、視覚障害者用拡大読書器、聴覚障害者用通信装置などです。

▶基準額とは

各補装具ごとに、基準額が設定されており、この基準額を超える部分については全額自己負担となります。

※給付対象品目には、それぞれ障害程度などの要件があります。

●障害福祉サービスの体系が変わります

・障害程度区分に応じて計画的にサービスを提供する
自立支援給付がはじまります。

・市が主体となって、障害者を総合的に支援する
地域生活支援事業がはじまります。

※詳しくは、お問い合わせください。



従来の 障害福祉 サービス

(9月30日以前)

※障害者自立支援法が施行された4月1日以降は、原則、1割負担

自立支援給付

(10月1日から)

※原則、1割負担
※支給決定に際し
審査があります



地域生活支援事業

(10月1日から)

※サービスの内容によって
負担が異なります
※審査はありません

▶障害程度区分とは

サービスが必要な人について、生活や障害の状況を調査し、その結果をもとに、6つの段階に区分します。

▶自立支援給付とは

個々の利用者の障害程度区分に応じて、必要なサービスを計画的に支給します。

介護給付、訓練等給付など

▶地域生活支援事業とは

障害者等の自立支援のための事業サービスを提供します。

日中一時支援、相談支援など